

第十二回 参議院大蔵委員会議録

(二四七)

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

平沼彌太郎君

委員

大矢半次郎君

清澤俊英君

伊藤保平君

木内四郎君

本日の会議に付した事件

- 兒童乗物の物品税撤廃に関する請願(第三四七号)
- 金庫、手提金庫の物品税撤廃に関する請願(第四六〇号)
- 漆器の物品税撤廃に関する請願(第四七五号)
- 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(第一〇八号)(第四三一號)
- 水あめの物品税撤廃に関する陳情(第四七四号)
- 水あめの物品税撤廃に関する陳情(第七八号)
- 児童乗物の物品税撤廃に関する請願(第二九〇号)
- 北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願(第六九号)
- 岩手県下の火災による農山漁村に長期事業資金融資の請願(第三九八号)
- 満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願(第四八〇号)
- たばこ小売の利益率引上げに関する請願(第六四号)
- 漁業補償金に対する課税免除の請願(第六五号)
- 漁業補償金に対する課税免除の請願(第六六号)
- 漁業に対する課税改善の請願(第六七七号)
- 機械消費税の廢止に伴う損失補償の請願(第六八号)
- 陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願(第一八号)
- 洋紙の物品税撤廃に関する請願(第六三号)
- 運動用品の物品税免稅点設定に関する請願(第一二三号)
- 漆器類の物品税撤廃に関する請願(第二六二号)
- 運動用品の物品税撤廃に関する請願(第二六二号)

律案(内閣提出、衆議院送付)(第十

一回国会継続)

○財産税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合国財産補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君)これより第

十二回の大蔵委員会を開催いたしま

す。

○伊藤保平君 請願及び陳情に於ける

○佐藤一郎君 請願及び陳情に於ける

○西村熊雄君 請願及び陳情に於ける

○久米武文君 請願及び陳情に於ける

○森八郎君 請願及び陳情に於ける

○田村文吉君 請願及び陳情に於ける

○菊田七平君 請願及び陳情に於ける

○小林政夫君 請願及び陳情に於ける

○西村基五郎君 請願及び陳情に於ける

○佐藤一郎君 請願及び陳情に於ける

○大蔵省主税局長 請願及び陳情に於ける

○河野通一君 請願及び陳情に於ける

○大蔵省銀行局長 請願及び陳情に於ける

○大蔵省管財局長 請願及び陳情に於ける

○大蔵省監理官 請願及び陳情に於ける

の勤労意欲を助長するためにも、それに対する課税を免除せられたいとの趣旨であり、請願二百二十一号は、現行税法において重課されておる勤労所得等の処置によつて軽減せられたいとの趣旨であり、請願五百四十七号は、戦災都市復興事業の土地区画整理により交付される清算金又は用地補償金は不当に低い額であるにかかわらず、所得税が課せられているため、同事業の大きな障害となつてゐるから、所得税を免除せられたいとの趣旨であり、請願五百八十六号は、法人税の分割納付を認めてもらいたいとの趣旨であり、請願三百六十四号は、漁業機械補償金に対する再評価を免除せられたいとの趣旨であり、請願六百七十七号は、漁業に対する課税改善のために、(一)割当課税的方針を改めることと、(二)不漁の場合の課税保護の制度を設けること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、請願六百号は、昭和二十五年織物消費税廃止に伴つて生産業者及び販売業者が手持在庫品に対してこうむつた損失を補償せられたいとの趣旨であり、以上の各件はいずれも願意を相当と認めますので、採択すべきものと決定いたしました。

次に請願十八号、六十三号、百二十三号、二百六十二号、三百四十七号、四百六十号、四百七十五号は、いずれも陶磁器製品、洋紙、運動用品、漆器類、兒童乗物、金庫及び手提金庫の物品税をそれゝ撤廃せられたいとの趣

得は老後の生活に対する唯一の保障の性質を持つものであり、又一般労働者

が政府の説明及び見解を聽取し、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのでありまするが、その結果は次の通りであります。

ました。

次に、休職期間中の給與あります
が、第一に、公務上の負傷又は疾病による休職の場合におきましては、これまで労働協約に基き給與の支給がなされておりますが、今回これを専売公社法のうちに織り込み、その休職の期間中給與の全額を支給することを明らかにいたしました。

第二に、結核性疾患による休職の場合及びそれ以外の心身の故障による休職の場合につきましては、結核性疾患の場合は休職の期間が満2年に達するまで俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれより百分の八十を、その他の場合には休職の期間が満一年に達するまで同じく百分の八十を支給しうることをいたしました。

第三に、刑事案件に関し起訴された場合には休職の期間中についても俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれより百分の六十以内を支給することができます。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを御願い申上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案、損害保険率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案について内容の説明を聽取することにいたします。

河野政府委員。
○政府委員(河野通一君) 保険関係の二法案につきまして法案の内容を御説明申上げます。この二つの法律は、その他保険事業と独禁法でありますとか、そういつた公正取引に関する法律との関係

の調整のために改正をいたすのが趣旨

であります。

先ず保険業法の一部を改正する法律の内容について申上げます。先ず海上

保険事業に関しまして損害保険会社等が行います共同行為、海上保険事業以外の損害保険事業に対しまして損害保険会社の行います共同保険及び共同

再保険、これらの点につきましての一種の共同行為に対しまして私の独占の禁止及び公正取引の行います法律及び事業者団体法の規定の字句を排除す

るなど等が第一点であります。先ほど提案理由の説明の中にもありましたよ

うに、保険事業というものが非常に巨額の保険金額に上りまするものと契約いたします場合には、単独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保険ということがどうしても必要に相成

りたします場合には、單独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保

険といふことがどうしても必要に相成

りたします場合には、單独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保

険といふことがどうしても必要に相成

りたします場合には、單独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保

険といふことがどうしても必要に相成

りたします場合には、單独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保

険といふことがどうしても必要に相成

りたします場合には、單独の保険会社で一緒に引受けけるということはなかなか保険といふものの性質からいしまして当然共同保険でありますとか共同再保

険といふことがどうしても必要に相成

あるわけであります。

次にこういうふうな共同行為を認め

て参りました場合に、それが非常な不

正な競争になつたり、利害関係人に不

当の不利益を與えるようなことがない

ようにして参らなければなりませんの

で、利害関係人は今申上げましたよう

な共同行為につきまして主務大臣に対

し公開による聽聞の請求をなし得るこ

とにいたしたのであります。又公正取

引の確保を維持いたしますために、今

申上げました共同行為につきまして主

務大臣は或る一定の場合におきまして

この共同行為を取消したり或いは内

容の変更を命ずることができるように

いたしたのであります。

申上げたいと思います。

第一は損害保険料率算出団体が保険

料率を算出したしましたときは、大蔵

大臣の認可を受けなければならぬこと

とにいたしたのであります。次に料率

団体が算出して大蔵大臣の認可を受け

た場合におきましては、その保険料率

につきましては会員はこれを守らなければならぬということにいたしたの

であります。現行法におきましては、

この料率団体が算出したました保険

料率につきましては会員を拘束しては

ならないという規定が実はわざ／＼入

つておるわけです。この規定を削除い

たしまして、保険料率を料率団体が定

めで大蔵大臣の認可を受けました場合

せて頂きました、直ちに内容について

申上げたいと思います。

第一は損害保険料率算出団体が保険

料率を算出したしましたときは、大蔵

大臣の認可を受けなければならぬこと

とにいたしたのであります。次に料率

団体が算出して大蔵大臣の認可を受け

た場合におきましては、その保険料率

につきましては会員はこれを守らなければならぬこと

にいたしたのであります。次に料率

団体が認可を申請した保険料率に

対して不服のあります利害関係人

は、一定の期間内に大蔵大臣に対し

審査の請求をなし得るものといたした

のであります。又料率団体の構成員で

利益を適切に保護して参る途を開いた

わけであります。そのほか今般の以上申上げましたような改正に伴いまして必要な罰則の規定を改正いたしたのであります。

簡単であります。以上述べまし

て、一応法律案の内容の趣旨を説明申上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に日本專賣公社法の一部を改正する法律案につきましては、政府の都合により内容説明は次回に譲ります。

次に物品税法の一部を改正する法律案(予備審査)について内容の説明を聽取することにいたします。

○政府委員(尾澤正之君) 現行法におきましては、御存じのように物品を輸出いたしましたときには物品税を課税する

取ります。次に物品税を課税する

場合におきましては、公正取引委員会の権限に關しましてその権限を犯すもの

のであります。この規定もやはり公正取引の維持確保の万全を期するために設けた規定であります。

次に損害保険会社が右申上げました

場合におきましては、公正取引委員会の権限に關しましてその権限を犯すもの

のであります。この規定もやはり公正取引の維持確保の万全を期するために設けた規定であります。

次に料率団体が算出したました保険

料率につきましては会員はこれを守らなければならぬこと

であります。これによりましてやはり今申上げました公正取引の確保を國つて参る保険規定を置いたわけであります。以上が保険業法の一部を改正する法律案の概要であります。

次に損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案についての説明申上げます。改訂の理由について

法律规定を算出する場合に御審査の請求をすることができるようになります。これによりまして適正なる範囲の競争の余地を残して参りたいと、かように考えた次第であります。

次に料率団体が算出したました保険料率に對しまして不服のある利害関係人は、大蔵大臣に對して再審査の請求をすることができるようになります。これによりまして利害関係人、特に保険契約者の概要であります。

次に料率団体が算出したました保険料率を課税しないで輸出いたしましたときには、物品税の価格があるいは本邦より物品を輸出しますとときには、物品税込の価格を課税する

税局は非常にその点を了承しないという状況であります。従いまして現行の米国税法を厳格に適用されますときに、折角本邦より物品を輸出しますとときには、物品税を課せられますが、向うで関税をかけられる、従つて日

本が今後輸出をます／＼振興して行かなければならぬといふときに当たりまして非常に障害になる何とかこの点を解決したいというのが本法を提案いたしました理由でございます。でこの物品税法の内容の主たる点は、最終消費者が物品税を負担するものであるという趣旨を明瞭に譲り、それから同時にそれを裏付けする意味で、物品税を課せられます物品の取引がありました場合には、物品税額といふものを別にしてはつきり決済する、又物品税の課せられます物品を店頭その他で販売いたしますときには、物品税額といふものを別個に表示して販売をする、ただ非常にその点を厳格に実行いたしますと、非常に煩瑣な結果になりますので、一万円程度以下のものについては、そういう義務を免除するというよう規定を設けておるのであります。ただこの点につきまして直ぐ疑問が起ります点は、若しも非常に価格が低落いたしまして、まあ極端な例をいえば物品税以下に価格が低落したという場合に、すでに製造者が納付しておりますが、品税を返さなければならないというようなことになるのかどうかといふような点が問題になるのであります。その点の誤解を避けているのであります。なお問題はこういつた物品税法の改正の措置によつて米国との関税当局が、果して日本における市場価格が物品税抜きの価格であるといふことに了承するかどうかといふことが一番問題になるのであります。この点につきましては総司令部を通じまして

米国の関税当局とも連絡いたしましたて、この程度の改正であるならば日本における市場価格は物品税抜きの価格であるということで課税することになると、その確答を得ましたので本法を提案した次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 内容の説明を聴取した右三案につきましての質疑は次回に譲ることにいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 次にちよつと間にありますのが、租税特別措置法の一部を改正する法律案の大矢小委員長より小委員会の報告がござります。お願ひします。

○大矢半次郎君 租税特別措置法の一
部を改正する法律案に関する小委員会の審議の結果を御報告申上げます。
昨日本委員会散会後、直ちに小委員会を開きまして、木下水産委員長も参
加して頂いて、大蔵大臣の出席を求めて種々懇談いたしましたのであります。そ
の結果政府原案はこれを容認するのほ
かないが、漁業再編成の趣旨並びに
漁業協同組合の現状等に鑑みましてこ
の際適当の措置をとる必要がある。
で、第一といつしましては漁業会の再
評価益税の納付に必要な資金としてこ
のうち漁業協同組合関係の分として
十億円程度の別枠資金を設けること。
第三といつしましては、将来弱体の漁
業協同組合に対しては国庫補助その他

○委員長(平沼彌太郎君) それでは財
産税法の一部を改正する法律案、これ
について質疑を行います。
○菊川孝夫君 財産税法の一部を改正
する法律は、今回のは賠償指定されて
おつた施設に対して財産税の免除をさ
れておつたのを、今度それを解除にな
つても、五年間を経過した後におきま
しても財産税を取るというための法的
措置であるというふうに御説明を伺つ
たのであります。それで今後の財産税
のあり方といふ点につきまして一つお
伺いしたいと思うのですが、財産税
法、財産税といふのは今後も残してお
くという方向を今主税局のほうでは考
えているのか、それとも廃止するよう
な方向を進もうとしているのかどちら
か、その点を一つ伺いしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでござります。
○菊川孝夫君 そういたしますと、そ
を國る、こういう非常に巨大な目的を
持つて実行されました特別な臨時課税
でございます。従いましてこういう課
税をたび／＼行うということは私ども
適当でないで、やはりこういう建前
の性質上、将来こういうことをやると
いうことはちよつと今のところ予測で
きないと思いますが、非常に臨時特別
の課税であるといふふうに考えており
ますので、今、更にこういふものにつ
いて問題にいたしていいこと

○政府委員(平田敬一郎君) 今回提出いたしました財産税法の改正法案は、今お話を通り賠償施設など今まで財産の帰属がはつきりしないために、実は御了解承願いたいと思います。これに對しまして相続税が御承知の通り一種の財産課税としてございますが、これは一律一般的に財産に対しまして課税するわけではございませんが、相続の

速かにこの趣旨に基きまして農林、大
蔵両当局に対し具体的立案を要請する
であるということで課税することにな
るという確答を得ましたので本法を提
案した次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 次にちよつと
間に入りますが、租税特別措置法の
一部を改正する法律案の大矢小委員長
より小委員会の報告がござります。お願
ひします。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは財
産税法を改正する法律案、これ
について質疑を行います。
○菊川孝夫君 結構でござります。

それから一般的財産税法を今後ど
うするかということ、これはお尋ねの
本旨かと思いますが、その点につきま
してのお尋ねは、財産税といふのは題
目は臨時に附けておりませんが、これ
は実は一回限りの臨時財産税でござ
いまして、昭和二十一年三月三日現在に
おける財産価格を一回納めてあるが、
その算出の場合には前に納めたのと、
今まで課税をした財産と、今度解除に
なつたものとを合計して、そのときに
納めるべきであった率を課税する。こ
ういうことになるわけでござります。

○菊川孝夫君 そうしますと、これは
今まで課税をした財産と、今度解除に
なつたものとを合計して、そのときに
納めるべきであった率を課税する。こ
ういうことになるわけでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) 財産税は
御承知の通り、さつき申しましたよう
に昭和二十一年三月三日現在のあらゆ
る財産を調べまして、一回限り課税い
たしたわけでござりますが、従いま
して課税の公平を期するためには、その

後解除されたもの或いは今後解除され

るものにつきまして、すべて昭和二十一年三月三日の価格を評価いたしま

じてそれによつて課税する、こういう

ことに相成るかと思ひます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、今

の金で納めますと、その当時の貨幣

価値からいたしますと、大分貨幣価

値は下落していると言ふのであります

が、そうすると賠償指定を受

けておつたために実質的には相当税金

の額の面においては同額にいたしまし

ても、実質的には安くなるということ

は言えるわけでございますね。

○政府委員(平田敬一郎君) 財産税に

つきましては延納、それから物納、い

ろいろな制度がございますが、そういう

うような際におきましても、お詫びのよ

うに納めるときの貨幣価値と、賦課さ

れるときの貨幣価値とは違うために、

若干の何と申しますか、実際払う負担

額が違うということは、これはどうも

免れがたいのです。それを非常

に細かく考えまして公平を期するとい

うのも一つの方法だと考えますが、然

らばと言いまして、一般貨幣購買等

によりまして貨幣の価値を修正いたし

まして、それによつて納めさせるとい

うことは、これはどうも少し又行過ぎ

だらうと思います。例えば公債なんか

につきましても、大分貨幣価値は下落

いたしまして、間接には非常に大きな

損を與えておるわけでございますが、それを何とか補うといふのもなか

むつかしいのでござりまするし、又そ

ういう方法も進んでるとということに

はなつていいのでござりますが、そ

こまで非常に細かく考えまして完全を

期するというのは、これは一つの考え方

方と思ひますけれども、実際問題とし

て又行過ぎではないかといふので、む

ろ今申しましたように財産税の課税

時期における価格によりまして課税す

るというのが考え方としてはいいのじ

やないかと、かのように私どもは考えて

おる次第であります。

○菊川孝夫君 そうしますと、最後に

一点お尋ねしたいのは、今回の大和條

約の発効に伴いまして返還される、返

還されるというか、解説をされます

賠償指定施設につきまして、大体財産

税としてあなたのほうで見積つておら

れるのはどのくらいあるか、その見積

についてこの間ちよつと聞き漏したの

ですが、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体にお

きまして解説されるものが多いたつ

ておるのでござりますが、解除される

ものはどちらかと申しますと、会社所

有と申しますか、その分が全体から申

りますと多いようござります。勿論

個人の所有のものもござりますが、個

人のものは全体としまして比較的少い

ようになります。従いましてそちら

の点につきましては、目下改めて

いろいろ検討いたしておりまして、法

人の場合、解除されますと、企業再建

整備法との関係はどうなるとか、いろ

いろな問題があるようございまし

て、そういう問題をよく検討いたしま

して、資料が整備しました上で適当な

見積りをしてみたいと思つております

が、本年度いたしまして差当り課税

いと認めます。それではこれより討論

する今後の主として問題である、かよ

うに考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 もう一つ、それじや地

方にもこれは影響して来るだらうと

思ひますけれども、この点の処理

は、固定資産税との関係はどういうふ

うにお考えになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) これも御

指摘通り今一つ問題にいたしまし

て、目下実は関係のほうからもいろ

いろ質問が来まして、研究いたしてお

は、これはやはり固定資産税を負担す

るということは無論当然のことでござ

ります。よつて本案は可決すべきも

のと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報

告の内容は、本院規則第百四條により

ます。よつて本院は可決すべきも

のと決定いたしました。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で

あります。よつて本院は可決すべきも

のと決定いたしました。

○委員長(平沼彌太郎君) まだ結論を申上げ

ます。近々よく検討いたしまして、妥

当な結論を下すようにいたしたいと思

つております。

○菊川孝夫君 今直接的な関連はあり

ませんから、その程度にして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言

もないようありますから、質疑は盡

きましたものと認めて御異議ありません

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議がな

いと認めます。それではこれより討論

する今後の主として問題である、かよ

うに考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 もう一つ、それじや地

方と認めます。それではこれより探

して御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

ものと認めます。それではこれより探

して正する法律案を原案通り可決すること

に賛成のかたの御手をお願いいたし

ます。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

ものと認めます。それではこれより探

して決を行ないます。財産税法の一部を改

正する法律案を原案通り可決すること

に賛成のかたの御手をお願いいたし

ます。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て御異議ありませんか。

〔速記中止〕

いとの申出がありましたので、さよう

取計うことに御異議ございませんか。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て野溝委員少しお待ち願い

ます。

○小林政次君 拠助役務に係る分」と

いうふうに直すわけですが、援助役務

の具体的な内容はどうなつております

か。

○説明員(羽柴忠雄君) お答え申上げ

ます。援助役務に関しましては、米国

対日援助物資等処理特別会計法の第一

條におきまして「米国対日援助物資の

取得及び処分並びに米国対日援助とし

て提供された役務の処理に関する政府

の経理」云々ということに規定してあ

ります。更に第三條の三項におきまし

て、「米国対日援助見返資金特別会計へ

の繰入金の額は、援助物資及び援助役

務のアメリカ合衆国通貨による価額」、

こういうふうに規定してあります。

この役務が問題になつておるわけでござ

りますが、これはいわゆる技術援助

のものを考慮いたしましたものでござ

ります。併しながらこの技術援助

の額は、これまでにまだ存在しておらず

しておりませんで、且つこの役務につきましては、現在までのところ見返資

金繰入の問題は起つておらないのでござ

りますが、一応援助役務という観念

につきましてはこういうことを予想しておつたものというふうに御理解願い

たいと思います。

○木村喜八郎君 その技術援助という

法律について、この際質疑をいたした

いと認めます。

五

のは、それはどういうものを予定されているのですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 技術援助と申しますと、これはアメリカの今度の国防予算のほうにもあるわけでござりますが、大体アメリカから技術をいろいろ援助を受けまして、そうして例えば技術に関する具体的なやり方、そういったようなものについての派遣方、人間並びに物、そういったものの派遣をサービスとして受けると、こういうことを予想しておつたわけでございま

すが、具体的には全然起つておりませんので、本件についての具体的な業務

ということは問題にならないと思いま

す。

○小林政夫君 さつきの御説明で、援助物資を管理し扱つておつた向うの米人の給與等が、管理する管理人です

ね、そういうた者の給與等が業務の内容になるわけですか、ちょっととはつきりしなかつたのですが。

○説明員(羽柴忠雄君) 紙與につきま

しては、これは実は広い意味では業務になると思ひますけれども、現実の問題といなしましてこの援助物資等処理

特別会計において本件が問題になつてゐるのは、ありますんで、そういうたの問題は、向うのガリオア予算とい

うものの全般が問題になるわけであ

りまして、ガリオア予算のうちに物資の購入その他であるわけでありま

して、この会計におきまして取扱つておりますのは、物資の購入に限つたわけ

でござりますので、その問題は起つて來なかつたわけであります。

○小林政夫君 そうすると向うの予算の中にはそういう事務に携る人の給

與は入つておる。我々今見返資金は日本

の負債であることが言われておるわけですが、そのときに一応この

見返資金特別会計の中には、そういうた

取扱者の給與というものは入つておら

ないのだが、債務として我々立てる

ところには計算に入れなければ

ばならんわけですか。

○説明員(羽柴忠雄君) 我々が債務といたしまして観念しておりますのは、

この援助物資特別会計において取扱い

まして、物資の払下げを受けまして、

そしてそれを見返資金に繰入れたもの

につきまして債務と考えておるわけで

あります。

○木村禪八郎君 これまではどうして

あります。債務、債務の範囲がどの程度かといふことは、これは将来の問題でありますけれども、いかゆる積立義務といふことを課せられております範囲内には、これは入つておりますんで、これは債務以外といふうに私は観念しております。

○木村禪八郎君 軍払下物資の対価に

つきましては、今まで対日援助見返

金特別会計へ繰入れることの規定を

欠いていたのですね。ですからどうい

うふうにして処理して……。

○説明員(羽柴忠雄君) 徒然援助物資

につきましては、見返資金特別会計に

繰入れる規定がございましたので、織入

積立義務になつておらないその差額で

すね、大体どのくらいあるのですか。

つきましては、これは全部で大体十九億ドルぐらいになつておりますけれども、それ以外の点につきましては、

九五年度を以て打ち切られることになつたので、もはや援助物資は入つて来ない、それと同じように準援助物

物も入つて参りませんので、見返資金

特別会計に最終的に繰入れる必要が起つた、従つて今までデボラットいたしました金額を今度繰入れる。こういう

助物資はガリオアと称しておるわけ

あります。そして、厳密に申しますればガリオア及びイロア両方を含むわけであります。

○説明員(羽柴忠雄君) 約二十五億に

上つております。

○木村禪八郎君 二十五億円。

○説明員(羽柴忠雄君) ええ。

○木村禪八郎君 そうしますと見返

金特別会計に繰入れることによつて、

結局又対日債務というものはそれだけ

数字は大きくなるわけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) 債務の対象は、私はドルと解釈しております。併しながら現実に積立てられてあります。

○木村禪八郎君 それで対外的な問題であります。対外債務といつてしましては、ドルで積立ててありますので、それをドルに換算した額、そのうちの程度が債務になるかという問題だと思います。飽くまで対外的な問題でありますので、対外債務といつてしましては、ドルで換算した額、そのうちの程度が債務になるかという問題だと思います。

○説明員(羽柴忠雄君) ははつきりはきまつてないわけですね。無論例えそれが見返資金のほうに入ると、それを逆に円でドル換算するところが債務になるわけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) そうしますと軍払下物資の分は必ずしも債務に入るものとははつきりはきまつてないわけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) これのが見返資金のほうに入ると、それを逆に円でドル換算するところが債務になるわけですね。

○説明員(羽柴忠雄君) この見返資金

に積立てます額は、先ほども申しましたように円の額でございまして、債務が幾らだ何ドルかということは直接の関係はございませんので、債務の額と

いうものはそれとは別個に幾らかといふように計上されるものと理解いたしましたので、この二十五億円が債務なりや

られたならば、そういうことが事実であると、私は寛大なる講和と言われておりますけれども、ちつとも寛大でないということになつて来るのですね。この点を心配したのです。この点はさつきの平田さんの御説明でいいのです。

○政府委員(佐藤一郎君) 緯返して申上げる結果になるわけですが、実はその点ははつきりいたしません。まあはつきりあえてしようとする、こちらからしようとする段階でもないと思いますが、全体今木村さんのおつしやつたような見方もあるうかと思いますが、これはまだ最終的には何も決定していませんので、ここではつきりとその点について申上げるところまでは行つております。

○木村禪八郎君 これははつきりしないといふことでありますので、この法案に対する賛否の態度を明らかにする場合の一番まあ重要な点になるわけであります。従つて何とかこれははつきりできないですかね。無理ですかね。

○政府委員(佐藤一郎君) この見返資金に一応積立てますということと、只今御心配になつておる点とが直接関連があるというふうには私は考えておりません。

○木村禪八郎君 それでは結構です。○小林政夫君 もうこれで今回の緯入金で、あと軍払下物資というものはないと、木村さんに対する答弁の中にそ、いうふうな話があつたように思いましたが、兵隊はまだおるし、絶体にないですか、これは。

○政府委員(羽柴忠雄君) この軍払下物資といったしまして払下げる物はない

わけでございます。まあ今後あるといいます。これは直接向うのド

ル貨で車を払下げるということはやります。これは援助物資勘定に入ります。援助物資勘定に入ります軍払下物資に入るものはこれで終る、こう

いうことになります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようありますが、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言がなければ討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 運用部のほうでしたら……

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決を行います。米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の

○木村禪八郎君 実はまあ貯蓄債券ですか、あれに関係あるのですがね。この資金運用部で貯蓄債券を取扱うという問題があるわけですけれども、あれはどうなんですか。法案として大蔵大臣が出す／＼と言つておりますが、それから財政演説でも言つているのです。

○木村禪八郎君 あれはどうなんですか。まだ……。

○説明員(上東野正二君) 貯蓄債券につきましては、これはまだ研究中でございます。

○木村禪八郎君 けれども大蔵大臣財政説で述べているのですよ。あれを出すということを……。今研究中とい

ます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は、前例によりました。なお諸般の手続は、前例によりました。

多數意見者署名

田村 文吉 岡崎 真一
黒田 英雄 清澤 俊英
大矢生次郎 伊藤 保平
山本 米治

小宮山常吉 小林 政夫
菊田 七平 森 八三一
松永 義雄 菊川 孝夫

小宮山常吉 山本 米治
愛知 摂一 大矢生次郎
清澤 俊英 黒田 英雄
伊藤 保平 田村 文吉
木村轄八郎

はつきり大蔵大臣述べておるのでですか……、インフレ対策として出すのだと……。いつのでしよう。それで米の統制撤廃もあの財政演説で述べておる。それまだ練つておるというのはおかしいでしよう。この問題はそれじや別の機会に伺うことになります。銀行局長直接に……。これは関連ありませんか……。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御質問もないので、これが関連ありませんか……。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言がなければ討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決を行います。一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からなる織入金に関する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたは御挙手をお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手続は、前例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。それから多數意見者の署名をお願ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) あります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手続は、前例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。それから多數意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

松永 義雄 森 八三一
菊川 孝夫 菊田 七平

小宮山常吉 山本 米治
愛知 摂一 大矢生次郎
清澤 俊英 黒田 英雄
伊藤 保平 田村 文吉
木村轄八郎

お見えになつておりますので、法人税の改正、その他の税法関係に関連いたしまして緊急質問と言つちやおかしいのですが、一つ御質問申上げます。それは今当院の内閣委員会において審議されております行政機関職員定員法の一部を改正する法律案についてでございまが、私は何回も局長にも大臣にもお尋ねしたのですが、先ず税法が定められて、その捕獲を完全に行なつて、負担の公平を國らなければならぬということは何度もお尋ねしまして、局長も大臣もこの件につきましては私の主張と同様であるというお話をございましたが、つきましては今回の定員法改正に当りましてこの國税庁関係の定員の状態は一体どうなつてゐるか、これは勿論、税務官吏の極く一部の、いわゆる瀆職事件を起すような人たちの追及は厳しくやらなければならぬと同時に、善良なる税務官吏の身分は保障して……というのは相当大きな企業家で、いろ／＼の弁護士も持ちorraineは計理士を使つて、そうして合法的に脱税をしようというような人もなきにしもあらずであります。そういう連中と取組む場合には、或いは暴力と対抗しなければならん場合もありますしよし、時と場合によりましてはその連中が権力を利用いたしまして税務官吏を圧迫するようなことがある。そういう

うような圧迫にも屈せずに勇敢として法を守るという意味から、いましても、善良な税務官吏の保護ということを私は強調したいのです。つきましては国税庁の職員の定員改正に当りまして、一体現在員との関係はどうなつてあるかという点について一つお伺いしたいと思います。この税務官庁の、あなたの主税局の関係の定員は一体どうなつてあるか、その点をよくお伺いしたいと思います。

○政府委員(平田敏一郎君) 税務官庁の職員の定員改正の問題でございますが、その点につきましては先般大臣もお話しになりましたし、私どもも先般から申上げておりますように、成るべくこの際調査の徹底を期するという意味からいたしますと、職員はそういう見地からして考えますとこれはもう相当多く要る。多いに越したことはないということに相成るわけでございま

すが、併し一方におきましては、やはり内閣全体といたしまして、この際行政整理をやりまして国民の負担を一般的に軽減する、こういうことここでござりますれば、やはりそういう考え方からいたしまして、この税務の職員につきましても辛抱するところは辛抱する。こういうところに行かざるを得ないのではないかと考えたのでござります。

従いまして今回におきましては、今手許に正確な数字を持つて来なかつたのでございますが、税務官庁の職員につきましてもたしか一割七、八分でございましたが、その程度の行政整理が行わるるということになつているようでもございますが、大蔵本省といたしましても大体類似の整理をやることに相成

つておるのでございます。税務官庁につきまして一番痛感しておりますことは、数の問題は勿論でございますが、特に有能な税務官吏を育て上げる、ど

うよろしく申しますと仕事をよくする、能力を挙げる、常識のある有能な税務官吏を多数育て上げる、これが一番何と申しましても大事なことであると考

いします。そうしますれば御指摘のような問題につきましても、今後若干の整理が行われましても大体支障なくやつて行

けるのではないかと、勿論多いのは越しだことはないのですが、私が申上げましたとおりに申上げましたよな一般的の方針に順応いたしまして、やはり国民負担の軽減という趣旨からいたしますと、若干の整理は仕方がなからう、が、ようになります。ただこの詳細な内容につきましては国税庁が直接所管しておりますので、その政府委員が来ましたときに更に計数なり具体的なことを御説明申上げたほうがよろしくかうと思ひます。しかるうと、みんなそこへ潜り込んでからうと思ひますので、今は極く一般的なことをお答えするにとどめたい

○菊川泰夫君 今局長さんのお話では、一般の整理の行き方に仕方ない

ということを言つておられますけれども、政府の方針としては、経費の節減

思ひますので、長い間養成して、十

年、十五年養成した連中をこの際行政整理によつて一割七、八分を首切る。

その人たちの行く先は大概今までの実績から見てみると、それ／＼の会

使つて、そうしてむしろ合法的脱税

つかかと申しますと仕事をよくする、

つかまして一番痛感しておりますことは、数の問題は勿論でございますが、

ついまして、税のことが問題になりま

して、これの運用の公正を期さなければならんと思ひます。假にこれが不日

本委員会を通過して、本会議を通過し

た暁においてはその運用の公平、それから捕捉率の公正を期さなければならんと思ひます。それがために何と言つても第一線に働く税務官吏の確保、質

の向上と共に量も必要量の確保という

ことが私は必要だらうと思ひます。従いましてそういう見地から今回の定員の改正が果して妥当であるかどうか

ということを、一つ我々も参加いたしまして、内閣委員会に連合審査を申込

みまして、そうちして審議する必要を認めますので、ここで本委員会の決議を以ちまして内閣委員会に定員改正に

関する連合審査の申入れをされんことの動議を提出いたしました。一つ委員長

においてお詫び願いたいと思ひます。

○政府委員(平田敏一郎君) 先般も簡

便しまして御説明申上げますが、御承

知の通り株式の配当につきましては、

現在の税法によりますると、從来源泉

で課税しておりますのを、昨年の改正で源泉課税をやめまして、その半面

総合課税をいたします場合におきまし

ては二割五分の配当控除ということを行つて、常に私が問題にしております

捕獲率の低下という面をむしろ促進する結果になるのではないか、ここで一連中を一割七、八分も追い出すことに

なりますと、みんなそこへ潜り込んでからうと思ひますので、今は極く一

般の給與所得について、これは捕獲率

行つて、常に私が問題にしております

捕獲率の低下という面をむしろ促進す

る結果になるのではないか、ここで一

般の給與所得について、これは捕獲率

行つて、常に私が問題にしております

捕獲率の低下という面をむしろ促進す

た次第でございます。細かく申上げますと、配当の資料その他につきましては、なお支払調書などもつておるのですが、いかでございますので、余り小株主のものにつきましては或る程度やほり資料を徵しますのを節約したほうがいいのじやないか、いかといふような点も考え、そうしましてはどの辺のところもこれでござります。

○大矢半次郎君 そこで個人のほうはよほどうまく調節できるのじやないか、ということを併せて考えまして、このような改正案を提案することにいたしました次第でございます。

○大矢半次郎君 よろしいとして、法人のほうは、法人のうちに相違があるが、これが法人税で控除することによっておりまして、法人税の所得が少く控除不足を生ずる場合があるのでございましょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 法人の場合におきまして、やはり法人税の税額が少く控除不足を生ずる場合があると思うのであります。

○大矢半次郎君 そういふことを併せて考えて、この改正案を提案することにいたしました。

（会場内騒ぎ）

議論もありますが、なか／＼そな參らん部面もあるのでありますて、従いましてそういうような際におきまして、法人が持つてゐるということによつて赤が出た場合に、返すということになりますと、どうも少しこの負担の適正を期する趣旨から行きまして行過ぎな

場合が出て来はしないかと、まあその辺はなおよく検討の余地がございますので、実は今回の法律案には返すといふことになりますと、どうも少しこの負担の適正を期する趣旨から行きまして行過ぎな

場合が出来て来はしないかと、まあその辺はなおよく検討の余地がございますので、実は今回の法律案には返すといふことになりますと、どうも少しこの負担の適正を期する趣旨から行きまして行過ぎな

ゆる減税と言えるような改正はもよつと無理であるかと存じます。まあ若干の合理化のための改正と言いますか、補正と言いますか、そういうことにつきましては目下検討いたしております。前二回に亘つて行いましたような減税を行うことは困難であろうと考えております。砂糖消費税につきましては、統制を大体来年の四月からやめることができますので、その際におきましては若干の増税を行うということを考えております。それ以上に更に何か考えておるかということございますれば、そういう点につきましては目下のところまだ特別に取上げて検討いたしております。

○松永義雄君 この間鈴木武雄君の公聽会のときのお話によると、何かこう増税でもしなければやり切れんような状態であるというようなお話をありました。何と言いますか、サープラス

○理事(大矢半次郎君) それでは次に連合国財産補償法案を議題といたしますが、他にお急ぎの御質問がありますが、外務省から西村條約局長

○政府委員(西村熊雄君) 御指摘の第十八條第三項に予定しております協定の問題でございますが、この協定につきましても今日まで数次意見を交換したことはございます。日本政府としてはこの在日連合国財産補償法を制定いたしまして、これを履行いたすことによつて大体請求者の満足を得るとい

う確信があるのに、実際この法律の実施の状況を見て、その上で若し紛争が起るようなことがあるならば、その際最も適当と思ふ紛争事件の解決の手段を相談いたすことが望ましいという態度で今日まで参つて来ております。

○小林政夫君 この平和條約の第二十二條に言ひます特別請求権裁判所の機能はどういうものであるかということを先ず御説明頂きたいと思います。

○政府委員(西村熊雄君) 二十二條に言ひます特別請求権裁判所というものは現在までのところどの連合国との間にも問題にされたことはないのでございまして、今後若しそういうものが設けられるならば、先ずそれに該当分けしまして、その部分の財源に充てられる分を何か特別税でやつたらどうかといつたような意見もあるよう聞いておりますが、私はどちらかとも存じないでござりますが、私どもそういう方法はやはり如何であろうか、やはり全体の財政計画を適正にいたしましたために租税收入、全体の財源がどうなる

かということと、それからそれに対応いたしまして歳出面をどのように配分していくか、総合して計画して行くと

いうのが、やはり考え方としては妥当ではないかと考えているのでございま

すが、別段今お話になりましたような現段階の状況でございます。

○政府委員(西村熊雄君) 御指摘の第三項においては裁判的機関を設ける場合においては前二項の規定を適用しない、即ち補償審査会に審査を請求するというようなこともやらないとい

う、この協定ということは今特別請求権裁判所へ付託、或いはその他の異議を付託するということを意味するわけですか。

これはこの法案に規定いたしております審議機関にかけて大体解決できると思ふし、それでもなお且つ解決が困難なような事件が残るようになりますと、それをもたらすこの際最も妥当な方法を考えようじやありませんか、而もそ

んな難なような事件が残るようになりますと、日本政府としてはこの在日連合国財産補償法を制定いたしまして、これを履行いたすことによつて大体請求者の満足を得るとい

うことは困難だと思う。何となれば憲法にもござりますように日本としては特別裁判所を設けることができない。あ

らゆる紛争事件は先ず司法裁判所で解決したいと、こういう考え方に基いておるので、成るべくなれば國際條約に準據する方法としましても、日本政府としての誠意に期待してもらいたい。その上

忠実に履行するから、先ず我々の履行で或る程度紛争が起りましたならば、やはり国会の批准を要請される

ことになるわけですか。

○政府委員(西村熊雄君) その点もまだ今後ある時日がたまつて、協定を結ぶ必要があるかないかを見なくてはいけません。必要があるとすればお互に話をして協定を締結するといふことになりますが、とも思いますが、その協定も必ずしも裁判所という形式をとらないで、二十二條に言います他

の合意された方法と、今申上げましたような和解的な仲裁的な機関にてなります。これが可能であると、こう思います。

○小林政夫君 いや、それ言つて下さ

見、どうしても話合いがつかないと

いうことで、この十八條第一項、第二項の方法で解決がつかないという場合に特別協定するという趣旨のようですが、そういう場合に、その協定とい

うに日本裁判所に提訴する、政府を相手にしまして提訴するという途は当然開かれておるわけでござります。

○小林政夫君 これは日本の裁判所できめるのですね。

○菊川孝夫君 わかりました。

○政府委員(西村熊雄君) さようございますが、平和條約の十五條の「日本国内閣が十九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。」という件についてお尋ねしたいのですが、これはつまり法案を作成するときには實質的には條約にある。イタリアの條約にはこういうものは入つておるという話でございますが、私もよくわかりませんが、それは細かく入つておるそうでありますから、従つて形式的にこれは法律案としては出でおりませんけれども、實際にはこの平和條約の十五條によりまして、これより有利なほうに改正すればいいんで、向う側に有利のように……不利のようには全然できませんということになつておりますので、従いまして国会の審議は、形式的には法律であるかも知れませんけれども、實質的には法律ではないというふうに解釈してよろしくございます。

○政府委員(西村熊雄君) それは御了解の仕方でございまして、一般條約論になりますが、條約の内容が既存の法規に関係しておる事項乃至は條約の内容が将来における立法の内容を規定している場合が相当多くございます。そういう場合には政府といたしましては無論その條約を批准することによりまして、條約を当然日本裁判所が適用するということをやつてもよろしくござります。

いまですが、從前から、明治当初からでございますが、日本政府では必ず條約によつて要請されております国内立場には国内法の修正をして来ておりまして、そのうえ條約が国内の法律と関連する場合には、條約に署名いたします場合には、そしてそれを批准しようとした場合は、政府といたしましては無論條約の内容に副う立法義務を負うことになります。これは菊川委員も御承認頂きます。これは菊川委員が、私よりいました。これは菊川委員が、私は條約の締結・批准に伴つて、條約の調印・批准に伴つて、即ち締結に伴いまして国内的な立法義務といふものは、これは当然のことありますから……併しながら、これは、法案の中に入れてしまつて、法案を中に入れてしまつていうことになりますと、国会の審議権の問題に私は関連して来る。従つてこの法案そのものでもう国会においてはいじることができない。少くとも連合国側に不利な状態に全般修正することはできないのであります。止むを得ざることで……

○小林政夫君 それに関連して……

○政府委員(西村熊雄君) そうは思ひます。若しその當時連合國・合衆国のほうで希望いたしますならば、七月十三日の附屬書としまして規定するか、あるいは十五條の十五條の結果になると思うのでござりますが、これは菊川委員が、私は条約の中に入れてしまつて、法案を中に入れてしまつていうことになりますと、国会の審議権の問題に私は関連して来る。従つてこの法案そのものでもう国会においてはいじることができない。少くとも連合国側に不利な状態に全般修正することはできないのであります。止むを得ざることで……

○小林政夫君 それに関連して……

○政府委員(西村熊雄君) そうは思ひます。若しその當時連合國・合衆国のほうで希望いたしますならば、七月十三日の附屬書としまして規定するか、あるいは十五條の結果になると思うのでござりますが、これは菊川委員が、私は条約の中に入れてしまつて、法案を中に入れてしまつていうことになりますと、国会の審議権の問題に私は関連して来る。従つてこの法案そのものでもう国会においてはいじることができない。少くとも連合国側に不利な状態に全般修正することはできないのであります。止むを得ざることで……

処分することができると。」とありますので、日本の決定如何にかかるわけでござります。十五條全体につきまして、私どもとしてはこの條約案について話をする際に、連合国財産の返還といふものはすでに過去六九年のうちに大半完了しており、政府の還付の指令に基いて、而も残つておる案件もそう多くないので、そうして又平和條約ができ、それが発効するまではなお時日のあることであるから、その残つておる期間にできるだけ返還を促進するよう少くともやつて行きたいし、日本政府も努力する。そのことによつて事實上第十五條に掲げられるような問題を完全に解決したいという立場をとつたわけであります。その点は合衆国政府も共に諒としてくれまして、十五條の規定、從来この問題の解決が遅れたのは、日本政府の責よりもむしろ関係連合国人側の請求の出方がむしろ遅かつたその点にあるという事情もよく了解してくれまして、返還請求のための所定の期間内に請求がなかつた場合には、日本の決定するところに従つたよくな次第でござります。

○菊川寧夫君 重ねて返還と関連して

であります。が、補償についても、返還されない場合には補償といふことも言

わざに中国全般としましても、中国の補償の問題も相当あると思うのです。

國……これはもう中國のどちらとも言

いえませんが、まだ調印が締結されるまでには相当長引く見な

ければならんと思いますが、今の情勢

から考えまして、そういうたしまする

と、日本で持つておつた財産が、財産権を所有しておつた人が、その後個人である場合には死亡だとか或いは長い年月が経つて従つていろ／＼思われる事態も相当予想されるわけであります。が、そういたしますると、これよりも有利な條件で、連合国や他の国と今後條約に調印した場合には皆敷衍しなければならんということになつておりますから、これと同じ條件で日本としては折衝しなければならんと思います。そういうなつて来る補償の問題に絡みまして、あとから未調印國その他との調印をした場合におけるところの補償の問題は、非常にだん／＼と補償は緩くなつて来るというようなことも考えられるわけであります。が、そういう点を條約局長はどうお考えになりますか。

○政府委員(西村熊雄君) その関係は二十六條にあります。大体この條約印をした場合における同一の條件で二國間の平和條約を結ぶ用意ということがなつて来るというようなことも考えられるわけであります。が、そういう点を條約局長はどうお考えになりますか。

第二点に、これも條約局長が言われたのであります。が、條約を実施するためあとから国内法を作る場合に、その実施すべき事項が法律事項である場合には法律を作るわけでありまして、その補償に関する事項はそのこと自体が法律事項であります。が、政令等で十五條を受けて規定すべき事柄でない

と思ひますので、どうしても国内法の内容から申しましても法律による必要があると思ひます。殊に憲法七十三條によりますと、政令を政府が制定する場合には、憲法又は憲法に基く法令を施行するために必要があるときに政令が出て来るといふことになつております。併しながら、これは内田局長から御説明になつて下すつておると思ひます。が、そこには限つておる。が、そこで御意見を述べますから、その場合には七月十三日閣議決定の法案によつて七月十三日閣議決定の法案によって賠償の、補償の義務を負う。これはこなしても、要するに十五條の(a)項によつて賠償の義務を負う。これはそうだと思います。併し実際ににおいて政府は、この法案が通らなかつた場合においては執行ができない。その補償をして、條約を施行するために直接政令が出て来るかどうか、憲法の解釈上も疑

うと思ひます。併し実際ににおいて政府は、この法案が通らなかつた場合においては執行ができない。その補償をして、條約を施行するために直接政令が出て来るかどうか、憲法の解釈上も疑

う思ひます。併し実際ににおいて政府は、この法案が通らなかつた場合においては執行ができない。その補償をして、條約を施行するために直接政令が出て来るかどうか、憲法の解釈上も疑

う思ひます。併し実際ににおいて政府は、この法案が通らなかつた場合においては執行ができない。その補償をして、條約を施行するために直接政令が出て来るかどうか、憲法の解釈上も疑

う思ひます。併し実際ににおいて政府は、この法案が通らなかつた場合においては執行ができない。その補償をして、條約を施行するために直接政令が出て来るかどうか、憲法の解釈上も疑

努力してくれたことをよく私ども了解することができました。一面非常に苛酷のようござりますけれども、とにかくこの法律によつて補償を受け得るものは、戦争中日本政府が何らか法的措置をとつた財産であるか、乃至は日本政府が戦争中法的措置をとつて、身体の行動の自由を束縛した連合国人の持つていた財産に限定されておる、そういう点に御注意願いたいと思うのであります。この二面から非常にしばられておるということが一つでござります。それからもう一つはこういう人の持つておる財産乃至はこういう措置を受けた財産に対して生じた損害の原因につきましても、できる限り戦争行為に基くものに原因を限定したということが一つでございます。この二面からしぼりまして、できるだけ日本の負担が少いよう配慮せられております。その面からしまして私どもは決して苛酷ではない、こう考えておる次第でございます。ただ苛酷だと比較的に感ずる点は、それはイタリアの場合には三分の二というふうになつておるのが、日本の場合には全額……、三分の二といふ点が、これはまあ内田局長が御説明になつたと思いますが、イタリアの場合に戦争末期における連合国の共同交戦国になつたという特殊の事情がある。日本の場合はどういうことではなくて、

けることによつて、日本の全体の健全性が保たれて行かることになつてゐる。その内貨の海外送金によって行われると同時に、この補償が円に対する影響を及ぼさないよう配慮がなされている。この面につきましても、又日本の貨幣制度の維持という面から極度に日本側の要望に副うよう努力してくれたということは御報告申上げることができます。

○小林政夫君 平和條約の中には殆んど今後の、平和條約調印後の、効力発生後といふ経済関係することは皆條約の條文から外されでておる。殆んど今後、調印後の折衝に任されておるといふ状態であつて、一つ明らかに思はれるが、この法案の趣旨から行くとそろそろ案なんです。それによつて考へると、将来ブリッキン或いはその他の国との賠償交渉においてもなか／＼我々としては、この法案の趣旨から行くとそろそろ甘くは考えられない。かなり厳しい要求を受けるものと思わなければならぬと思うのです。非常に寛大々々と言わねばならないけれども、まあ非常にきつくやつておいて、その中でできるだけ今の支払方法を一年百億に限るとか或いは外貨の使い方について手心を加えるとかなり厳しいものである。そこで爾後の経済に關係した問題については、既に予算委員会において木村さんと論理との間ににおいて大分論議がございましたが、経済問題においては甘くはない、相当厳しいものであるということ

は言えるのじやないか。今後の、これで後への折衝においても決して腹を緩められません。相当厳しいものがあるものと覚悟しなければならんと我々は思ふのですが、その点は、如何ですか。

○政府委員(西村雄雄君) 御意見拜悉いたしました。事務当局といたしまして御批評頂いたことに於いては、まことに努力の足らなかつたことを思うのです。いまして、恥愧に堪らない次第でござります。決して連合国、殊に合衆国の政府といたしましては、平和條約によって日本に苛酷な財的負担を課すといふ意思は毛頭なかつたことをよく存じておられます。三月の米国案におきましては賠償打切りということになつておりました。併しその合衆国の大なる衆の寛大な方針にどうしても承服しない一、二の国がございました関係上、例えば十四條の賠償條項というようなものが変りきりました。併しそのことは誠に残念に思ひます。併し十四條を見ましても、この平和條約の結果日本の經濟が崩壊するところがござりますから、サンフランシスコ会議で私ども模様を見ましても、賠償の要請を強くしておる國は非常にこの平和條約に對して不満を述べたのであります。更に十四條だけなしに、我々によつて一番不愉快でござります中立國財産の引渡しを規定しております十六條についてすらもがなお且つ不足を述べまして、日本政府が自発的にあれ以上のものの救済措置をとることを期待するという進言をした國が數ヵ国ござります。そういうふうな關係でござ

私どもの目から見れば非常に財的に重い負担が課せられるという事実は決して隠すものではございませんし、そぞろにいう意味でサンフランシスコで吉田政府も經濟問題に関する部分で御発言をなさつておるわけありますが、そぞろにいつてもかかわらず、合衆国政府がこの平和條約によつて日本の經濟が崩壊するやうなことがないつうにという配慮は條約の文面にはつきり出ておりますので、政府といたしましてはこの條約で受諾した梓の中で誠意を盡して相手国と交渉することによつて、できるだけ實際的な財的の負担を軽減するよう努力して行かなければならんと考えております。

できるだけそういうことはない。よう
に努力しなければならんという考え方
でいるわけでございます。万一協定の
結果そういう立法が必要ということにな
ればこれ又なりましようし、又法案
が不成立の場合にはこれは隨時日米間
の協議によりまして、私は行政関係事
項は調整できるように思います。私自
身としては、そう国民の権利義務に関
係の深い事項は入らないのではないで
すか、入らないように努力すべきじやな
かるうか、こう考えておる次第でござ
います。

それから又予算案の問題につきまし
ても、それも行政協定の結果、日本の
負担する費用は幾ら／＼でなくちやな
らんというようなことにはなるまいと
考えておりますので、極めてゆとりの
ある方式でござりますので、国会の議
決権と行政協定の執行との間に、政府
にとって困難の事態が生ずるような形
になることは極力避くべきであるし、
又そういうことはしてはいけない、こ
う考えておりますので、国会の立法権
なり予算審議権なりは十分尊重しまし
て、国会として何ら行政取締の結果審
議権を制限されるというような結果に
ならないように努力すべきものであ
る。こういうふうな気持でいる次第で
ございますが、問題は今後の問題でござ
いますので、将来或る程度具體化い
たしました場合でございませんと、御
質問に自信がある御答弁はできない次
第でござります。心持としては、御懸
念のことのないよう政府としてはす
べきものである、こう考えておる次第
であります。

○小林政夫君 まあこれは平和條約の
審議をしているわけじやないので、問
題を指摘するにとどめますのが、相當
その点は問題だと思います。

○菊川孝夫君 この平和條約の十五條
に「所有者が強迫又は詐欺によること
の限りでない」徒いまして返還す
るもののはすべて強迫又は詐欺によつて
日本政府がやつたことになるわけであ
りますが、実際條約局長は、今まで日
本政府のとつた措置は強迫又は詐欺で
あつた、こういうことを一体認めて來
たか、この補償と重大な關係があるわ
けであります、国際法を無視してす
べて戦時中は日本政府は強迫又は詐欺
をやつたということをお認めになつた
のでありますか。今は負けたのだから
仕方がないと言われるかも知れません
が、これは民族百年の問題なんであり
まして、後世に残すわけであります
から、この條約とこの法案と関連い
たしますると、日本が強迫又は詐欺を
は詐欺を行なつた、そして今度はそ
れを補償することになるわけであります
て、日本民族が太平洋戦争中に強迫又
は詐欺によつたということをあなたがたが、あ
なたがたたのいうと詐欺があるかも知
りませんが、認めて来たことになる。そして
これを歴史の上に残して行くことにな
るのでありますから、何ら補償の問題に
はならんという意味でございます。決
連合国人の財産、その所有者である
連合国人が全く自由に日本人乃至第三
国人に譲渡した場合には、これは有効
でございますから、何ら補償の問題に
はならんという意味でございます。決
して御指摘のような解釈にはなりません
。

○菊川孝夫君 ところが條約の十五條
を読んでみると、「所有者が強迫
又は詐欺によることなく」こう書い
たあるわけでありますと、自由に処分
した場合はこれだけでいいわけであり
ます、そうでなければこの返還する
ものがすべて強迫、詐欺によつたもの
であるということははつきり反対解釈
が成り立つと思うのであります、す
べて強迫、詐欺によつてやつたものは
返還すると書いて、併し強迫、詐欺に
よることなく自由に処分したもののはこ
の限りでない、こう書いてあるのであ
りますから、すべて返還するものは強
迫又は詐欺によつたのだということを
認めることになる。この強迫、詐欺の
いかどうか。

○政府委員(西村熊雄君) これはこの
法案を御覽になりますとよくわかり
ますように、日本政府が補償の義務を
負うのは、戦争中日本が公權の發動に
よつて或る措置をとつた財産乃至公權
の發動によつて個人の行動の自由を束
縛した連合国人の持つておる財産につ
きまして法案に規定している損害賠償
要因となります戦争行為が行われたと
きだけでございます。決して御指摘の
文句によつて日本が十五條によつて補
償する連合国人の財産は強迫又は詐欺
によつて連合国人をどうこうしたとい
うものでは決してないのです。ございま
す。この條項が入つていなければ、戦
争が開始されたときには日本にあります
た連合国人の財産、その所有者である
連合国人が全く自由に日本人乃至第三
国人に譲渡した場合には、これは有効
でございますから、何ら補償の問題に
はならんという意味でございます。決
して御指摘のような解釈にはなりません
。

○菊川孝夫君 ところが條約の十五條
を読んでみると、「所有者が強迫
又は詐欺によることなく」こう書い
たあるわけでありますと、自由に処分
した場合はこれだけでいいわけであり
ます、そうでなければこの返還する
ものがすべて強迫、詐欺によつたもの
であるということははつきり反対解釈
が成り立つと思うのであります、す
べて強迫、詐欺によつてやつたものは
返還すると書いて、併し強迫、詐欺に
よることなく自由に処分したもののはこ
の限りでない、こう書いてあるのであ
りますから、すべて返還するものは強
迫又は詐欺によつたのだということを
認めることになる。この強迫、詐欺の
いかどうか。

○政府委員(西村熊雄君) これはこの
法案を御覽になりますとよくわかり
ます。この辺の問題を一つ……。

○政府委員(西村熊雄君) これは十二
月七日から、ここに規定してあります

一九四五年九月一日までの間のいずれ
かの時に日本国内にあつた連合国人財
産は前所有者に返すという意味でござ
ります。これらに該当する連合国人財
産でありますと、その所有者が強迫
又は詐欺によらないで自由に処分した
ものは、その処分の効果を認める。だ
から返還する必要はない、こういう意
味でございます。仮にこの條項に該當
する連合國財産であつて、その所有者
が強迫により又は詐欺によつて譲渡し
ている場合には、その譲渡は詐欺又は
強迫に基くものでございますので、こ
れは民法の一般原則からいしましても
取消し得る原因になりますので、この
場合には返還しなくてはならん、こう
いう趣旨でございます。御懸念のよう
な解釈といいましましようかが生れる心配
は毛頭ないと、こう思うわけでござい
ます。

○菊川孝夫君 そうすると「強迫又は
詐欺」という字句はどういう必要から
ここに挿入されたのですか、自由にこ
れを処分した場合だけいいと思うの
ですけれども……。

○政府委員(西村熊雄君) 如何にも自
由処分という形式をとりながら、實際
は戦争中でござりますので、敵国人に
対する関係上、強迫乃至詐欺は加えら
れる可能性があるわけでございますの
で、「強迫又は詐欺によることなく」、
これを特に注意的に加えたわけでござ
います。

○菊川孝夫君 いや、ちょっとそこが
わからんのですが、それで日本政府が
が強迫、詐欺等によるものは返還の義
務を日本側に負わせる。尤もこれは返

迫、詐欺ということが全然出でない、

戦争中にとつた措置は、一応向う側か
ら見ると強迫、詐欺というふうに取つ
てあるものであつて、日本国としては
實際には強迫、詐欺でなしに、國際法
に基いてやつたのかどうかということ

を

基づいてやつたのかどうかといふこと

を

基づいてやつたのかどうかといふこと

を

基づいてやつたのかどうかといふこと

を

還の場合であります。が、返還につきましても補償につきましても、これを見本の返還に関する法律或いは現在政令がござりますが、又補償に関する法律を作ります際には、勿論こういう嫌な文句を載せる必要はございませんから、返還の場合ですと戦争の下において敵産管理法その他公権力の行使として処分されたものとか、或いは詐欺というような言葉を使わないで、現に現当な処置によつて処分したものは返還するときに使つております。ロングリ・トランシヴァードという言葉を使いまして、何といいますか、不当な処置によつて処分したものは返す、こういうように我が方が返す法令を作ります際には積極原因だけを制限的に返還の政令に基いていた。そのことは恰も補償政令の場合においてそれが原因を制限的にしてゐるのと同じ形になつております。具体的にもいろいろ例があるようあります。その圧迫の影響の下に調印をさしたような例がたくさんあるのでありますから、自由意思を修飾するという意味でこれはなつたのでござります。

○菊川孝夫君 管理局長の説明だと、大体私も納得できるのであります。が、強迫という言葉は日本の憲兵は確かに日本人に対しても相当な強迫を加えたのですから、敵国人に対するのは止むを得ないのですが、それを詐欺といふような字句を使つて、これは一体原語は私はよくわからぬのですが、原語も詐欺というよ

ればならぬ、これは何百年先になつてしても補償につきましても、これを見本の返還に関する法律或いは現在政令がござりますが、又補償に関する法律を作ります際には、勿論こういう嫌な文句を載せる必要はございませんから、返還の場合ですと戦争の下において敵産管理法その他公権力の行使として処分されたものとか、或いは詐欺という印象を世界にはつきりと認めたところを残すということは、これは譲りとして非常にまずいのじやないかと思ふ。條約局長、その点原語と日本語との関連を説明して下さい。

○政府委員(西村熊雄君) 原語もフロードでございますから、やはり詐欺であります。実は強迫、詐欺というのと同様でありますので、連合国のはうでその用字を使つたと思ひます。フロード、いわゆる詐欺でございます。

○菊川孝夫君 そうすると、やはりこれはそういうようなものを押付けられたものである、止むなく押付けられたものである、止むなく押付けられたものであるといふように了解していくべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思う。

○政府委員(内田常雄君) 今その点については條約局長が発言されました。うべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。が、ダレス氏との折衝の際に、こういふ言葉は局長はもつと細心の注意を払うべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。

○政府委員(内田常雄君) うべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。が、ダレス氏との折衝の際に、こういふ言葉は局長はもつと細心の注意を払うべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。

○政府委員(西村熊雄君) 行政協定の内容をいたしましては御懸念になる点のことは実はないと考えておるわけであります。御懸念になるというのは、まだ話が進んでおりませんので、その内容から、どの程度行政措置を必要とするといふ点についてまだ見通しを立ておりません。ただ考え方としては、この点についてまだ見通しを立ておりません。

○政府委員(西村熊雄君) 私どもも木内委員のよろな考え方でおるわけであります。全部今後の問題でございますから、考え方としては木内委員と同じ考え方であります。

○木内四郎君 もう一つこの十一條の内容がござりますので、予算案とし

ておりません。ただ考え方としては、この株式会社は法人でありますから、その株式会社が連合国人である場合には別に株式補償の條文の意味を私どもにわかりやすく御説明願いたい。

○政府委員(内田常雄君) この株式会社の問題を論ずる必要なく、その連合国人たる株式会社の積極財産がこの四條に掲げてある原因によつて損害を受けた限度において物理的、算術的に補償

いては何ら影響しないにもかかわらず、これを認めて来たということは條約局としてのこれは手落ちだと思つたと

が、その点についてどうお考えか。

○政府委員(西村熊雄君) 御批判は甘んじてお受けいたします。

○木内四郎君 私は極めて簡単に伺いたいのですが、さつき小林さんとの質問回答ですが、念のために明らかにし

ておりますので、連合国のはうでその用字を使つたと思ひます。フロード、いわゆる詐欺でございます。

○菊川孝夫君 そうすると、やはりこれはそういうようなものを押付けられたものである、止むなく押付けられたものであるといふように了解していくべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。

○政府委員(内田常雄君) うべきだつたと思う。これは将来の文獻とも言うべきものだと思ふ。

○政府委員(西村熊雄君) 行政協定の内容をいたしましては御懸念になる点のことは実はないと考えておるわけであります。御懸念になるというのは、まだ話が進んでおりませんので、その内

容から、どの程度行政措置を必要とするといふ点についてまだ見通しを立ておりません。

○政府委員(西村熊雄君) 私どもも木内委員のよろな考え方でおるわけであります。全部今後の問題でございますから、考え方としては木内委員と同じ考え方であります。

○木内四郎君 もう一つこの十一條の内容がござりますので、予算案とし

ておりません。ただ考え方としては、この株式会社は法人でありますから、その株式会社が連合国人である場合には別に株式補償の條文の意味を私どもにわかりやすく御説明願いたい。

○政府委員(内田常雄君) この株式会社の問題を論ずる必要なく、その連合国人たる株式会社の積極財産がこの四條に掲げてある原因によつて損害を受けた限度において物理的、算術的に補償

いたします。ところがその株式会社が日本法人であつて、連合国人でない場合に、今度は連合国人たる自然人又は法人がその株式を持つておるというような場合、その持つておる株式は戦争中のわゆる強迫によつて敵産管理として処分されてしまつておりますから、その株式は條約の十五條の前段によりまして返還しなければなりません。ところが返還いたしましても、返還されたものは一つの有価証券でありまして、株式としては返りましても、その株式が代表する会社の資産の中身は戦争によつて損害を受けたものが多かるうと存じますので、その場合を規定したのが十一條でございます。その場合には、まず株式の発行会社を一つの主体と仮に見立てまして、その会社が物理的に受けた損害を計算するのが、その際日本の法人である会社が、戦争の結果受けた損害の全部を計算いたしまして、その損害に対してもその会社において、連合国人が持つておる株式の割合で補償をいたすことは、補償の行き過ぎになる場合が、終戦後の会社に関するいろいろな経理措置の関係で出て来ることがおもんぱかられるのであります。そこでこの十二條の第一号、第二号というような金額を会社の損害額から差引いて計算する。つまり連合国人である株式の所有者に補償すべき金額をできるだけ小さくするための一號、二號を先ず差引くつまり連合国人によつて株式を持たれておつた会社が、企業再建整備にかかるて債権者の債権を切捨てた、又連合国人以外の株主の株式も十分の一に切捨てたとい

二号はその通りであります。ところが三号は、非常に説明が困難でありますから、これらは日本人の負担によつて会社の損害を処理しておるのでありますか、従つて日本人の負担によつて処理した会社の損害は連合国人に補償しない、こういう趣旨であります。一号、二号はその通りであります。ところが三号は、非常に説明が困難でありますから、ともかく我が方に有利な規定として設けたのであります。その会社が企業再建整備によつて日本人たる債権者或いは日本人たる株主の出資金を切り捨てておるほか、切捨後において又会社が事業がうまく行つて利益が出て来て、会社の内容が漸次充実して來る、こういう場合もあり得ると思ひます。そのような場合に、一方においてこの会社が受けた戦争の損害だけを計算して、それから一号、二号を引かれるとどうしても、それを連合国人株主プロパーにおいて補償すれば、又どうも行き過ぎのよくな気がいたしますために、何らか事をかまえて更に差引く分を附けよう、その場合に一休会社が終戦後正当な活動によつてどれだけ儲けたかという計算は非常にしつらいものでござりますから、そこで会社が開闢時に持つていなかつた財産でその後取扱得した、その後その財産の働きによつて財産を殖やした分があれば、嫌な言葉を申上げるようありますが、併しそれがインフレ利益による会社の利益であつたとしても、そういうものは差引いてしまつて、連合国人株主に対する補償はできるだけ小さい形で我慢してもらいたい、こういう趣旨で第三号を置いたのであります。これらの点はかなり連合国との間にも問題を起しましたが、結局主たる相手側でのあります。

以後、「云々、これは一権利を承認する。」ということになつておるのであります。が、これはいわゆるその受けた損傷を補償するということにはならない関連がないのでござりますから、この点について一つ、私どもも記憶しておりますが、これはどうでなれば、この「文学的及び美術的著作権」の権利について既存の著作権保護條約、言い換えますとベルヌ條約も日米著作権條約も、その効力に対して影響を受けなかつた、有効に存続するという立場で、文部省がずっと所管省でございますが、取扱つて来た関係でございます。それでございまさから、実際問題といたましても著作権に関する限り日本におきましては連合国の中の侵害に対する補償という問題は事実上起つておりますのでございませんのでございます。條約の文面からいたしましても、補償條項は入らぬことになつた次第であります。

○菊川孝夫君 次に先ほど私が連合国財産補償法案とそれから條約との関係についてお尋ねしたときに、最後に村條約局長は、小林君の質問に対しても工合に行くと我々としても一応納得ができると思いますが、ちよつと併せあなたのは甘いように思いますので、上げて見たいと思います。と申しますが、具体的に一つ私は例を挙げて、こううな工合に行くと我々としても一応納得できると思いますが、ちよつと併せあなたのは甘いように思いますので、

のは、今後朝鮮の動向の動き如何に
りましては、日本に空襲警報或いは
戒警報といったようなものも一應予
されるわけであります。又防空演習
ども駐留軍の責任においてやられる
も知れんと思います。その場合にこ
に違反したような場合、いわゆる燈
管制をやるにもかかわらず、うつか
燈をつけてしまつたような場合に、一
本国民がそれによつて何らかの制裁
受けなければならんというような法
管制を設けなければならんかも知れんと
うことは、全然そういうことはない、
いうことになれば、何も命令に違反
た者もそのままであるということです
を設けなければならんかも知れんと
うことは、全然そういうことはない、
規定を設けなくちやならん。仮に行政
協定においてそういう違反をした者は
ついで結構でありますから、何らかの制裁
規定を設けなくちやならん。規定を設け
たままでは、一年以下の懲役に処すとい
うようなことで行政協定を結んでしま
た。ところが国会においては一年の懲
役なんというのは長過ぎる。科料くそ
として、それは協定をもう一遍やり直
して、それじや一千円の科料といふ
らしくしてもらつよう協定をやり直
すということはできるかどうか、こ
ういうことを一つ。これは細かい問題點
ですが、これはほかにも立入権の問題
その他いろいろあると思ひますが、ナ
あそういう場合にははどうだということ
をお尋ねしたいと思います。

つておきます。第三條に明確に記載されています。この條款は、政府間の行政協定で決まります。行政協定は「アメリカ合衆国と日本との間に於ける配備を規定する條件は、両政府間の行政協定で決定」されるものであるという固い信念を持つておるわけでございます。でござりますので、この引用になりました例は、占領管理下における占領軍の権限があま頭にあるものでございますから、そういう事態もお考えになるかと、こう思うのでございますが、私どもの考え方としては、平和條約が発効すると同時に占領軍といふものはとにかく全く存在をしなくなるものでございます。占領軍といつても、戦争法規上被占領国及び被占領国民に対しても、非常に広い権限を及ぼすわけでございます。併しそういう性格は平和條約発効とともに、完全に消滅すべきものであると存じておられますし、アメリカも又その点はよくわかつております。ダレス氏のごときは、平和條約簽効後において日本に残る合衆国軍隊は日本政府が同意する地位を持つものであると、こう言つておるようでございます。御指摘のよろなことを仮に合衆国政府が考えたとしましても、日本政府はそういう考え方には同意を與るべきではない、こういう考え方でございます。

して政府の責任において、政府に代りて、政府に代りて答弁することはできませんが、考査官の方としては一條約局長として申上げますが、條約に基いて一国の軍隊が他國にある場合には、それは國際法上大体どの程度のまあ特権を享有するかといふことにつきましては、との國際法にも書いてございます。書いてございまして、それが、それによつてわかりますよろしく、決して駐屯国の国民に対し條約によって、軍隊が直接こういう権力を及ぼすということは、國際法上当然に予想されないわけでございまして、ですから國際法上当然予想される程度の特権といふものは、これは國際法の原則でございますから、政府として、日本側としても認めるべきものであると確答できると思います。それ以上に直りましては、要することなるとは両国政府の合意ということになると思うわけでございます。でその合意といたしましては、私どもの考え方としましては、占領軍と條約に基いておる軍隊とは本質的に全然違う。それから一般國際法上通常掌有しておる程度以上の特権といふものは、日本側としては與えることは避くべきである。こういう考え方でございますということを、これは一條約局長として申上げておるのでございまして、政府として申上げるということは、私はそういうおこがましいことはできないということを御了解願いたいと思います。

いわゆる非常事態の、日本が外部からくる侵略を受けることを守るのだといふ趣旨でありますから、仮に侵略の危険が迫つたという場合には、非常事態宣言とともに、予想されるわけであります。そうなつて来ますると、日本政府の法律によつていわゆるこううふうに国民を守らなければならんということを行政協定で結ばれなければならぬといふ事態が私は予想されると思うわけでありますから、そうなつた場合のことと私は今申上げたのであります。

次に関連してお尋ねしたいのは、例えればエジプトの今の問題になつておるエズ運河地帯におけるイギリスの駐留、これとよく似たような状態に置かれられるのじやないか、総理大臣はアメリカ軍がフランスにおる或いはイギリスにおるという状態と同じだと言うのですが、ちよつと私は性格を異にして、むしろイギリス軍がエズ運河地帯におけるような状態が、日本の置かれておる悲むべき状態であるが今の立場ではないかと思いますが、その国際法と申しますか慣習等に関連いたしまして、その辺のイギリス駐屯軍のエジプト国民に対する臨み方ということから関連しまして、私が今申上げましたような事態がありませんかどうか、この点お尋ねしたい。日本がまさか満洲に行つて関東軍が満洲国に対して臨んだような態度をアメリカやイギリスがあるものとは私も考えたくないし、又そういうことがあつては困ると思いますけれども、併しイギリスがエジプトに

臨むような態度ぐらいは覚悟しなければならんと思うのであります。それが点はどうですか。

○政府委員(西村熊雄君) エジプトにつきましては、エジプト独特の歴史から来ておる面が非常に多いと思うわけでござります。安全保障条約に基いて合衆国軍隊が西欧諸国にいるものとほぼ同性質のものと考えております。全く対等の立場に立ちまして、日本地区の安全と平和について国際連合の措置乃至は一般的安全保障によりまして、確たる安全的保障ができたと認められるまで暫定的にアメリカ軍に日本においてもらうという考え方でござりますので、エジプトにおけるように永年の宗主権国家がイギリスの占領、戦時占領に入り、それが後に自然とエジプトの国際的地位が向上するにつれて漸次独立の段階に進む、そして最後の段階、まあ英埃同盟條約によつて英軍の運河地帯に駐屯という現象、これをまあ解消したいというエジプト人の動きでござりますが、それと全く歴史と環境と性質を異なるものとの、こう考えておるわけでございます。

○松永義雄君 ちよつと條約局長をお尋ねいたします。聞くところによりますとアメリカ、フィリピン間及びアメリカ、英國間の基地協定の中に、その基地内に置かれたフィリピン人又は外国人の例えば犯罪者といったような場合、同時に犯罪による被害者がアメリカ人であるようなときに、その被告と人と言うか、その者の裁判がアメリカ側によつて行われる場合があるという

規定期が存在しているというんですか、そういう点はあるでしょうか、ないでしょ
うか。
○政府委員(西村熊雄君) 両條約が合
手許にございませんのでほつきりした
御答弁はいたしかねます。
○松永義雄君 もう一遍質問を繰返し
て……その資料の出るのを待つ
て……
○政府委員(西村熊雄君) 資料は印刷
物がございますからお手許にいつでも
お届けいたします。併し御説明申上げ
たい点がありますが、それは日米間に
おきましたは基地ということは未だ曾
つて一度も問題になつたことはござい
ません。米国としても未だ曾つて基地
を設定したいということは言われたこ
ともないし、日本としてもこれを供與
するということは一度も考へたことは
ないのでござります。でござりますか
ら米英とか米比の基地協定ということ
は余り御参考にならないと私は考へて
おるわけでござります。地区と申しま
しても一定の地区を限りまして九十九
カ年なら九十九カ年間限りまして、そ
の地区に関する管轄権を相手国に與え
ることでござります。ですからそういう
場合には御指摘のような権限をその
地区内におきましたは、いわゆる基地
の供與を受けた国が行使し得る場合も
あるように考へ得るのでござります。
日米間におきましたは未だ曾つてそ
ういふ基地を設けようという考へは日米
相互から微塵も、一回も問題になつた
ことはないということを御了解願いた
いと思います。そういうことがあつて
はならないと私どもは考へておるわけ
でござります。

もうと思いますが、日米間の関係と、それから米英間の関係との濃淡の点であります。が、仮にアメリカ軍が日本に駐屯するということになるということば、米英間の関係よりは日本の立場が弱い立場だということを想像されるとすれば、何かそういうような問題を生ずるようなことはないのではないかとう点であります。

○政府委員(西村熊雄) そういう御懸念は毛頭ないということをはつきり申上げたいと思います。又そういうことはあつてはならないというのが私のものと考えであり、アメリカの政府に対する立場であるということを御信頼願いたいと思います。

委員長にお願いいたしたいと思いますが、御質問のことがいろいろ一般條項に入りましたが、私御勘弁願えないでございましようか。

○森八三一君 條約局長に一点だけお伺いいたしますが、先刻の小林委員との質疑応答によりまして、條約局長のお気持は十分わかりましたが、今後結ばれるであろういろいろの協定につきましては、国民の権利義務に関するような問題には触れないというように十分に努力をし、そうあるべきであるといふことにについては十分理解できます。が、同時に又国会の予算なり法律の審議議に関する権限には何らの掣肘が加わることつて来るようなことはあり得ないといふようなるふうにお話になりました。一理解はできるのであります。が、そういうふうに考えて行きますと、この提案されておりまする補償法の中の百億というものについて国会の審議権が自由に発動をしてよろしいというふうに理解していいのかどうか。今後どう

○政府委員(内田常雄君) その点私はございません。これは趣旨論になりますけれども、百億を超えない範囲で、会計年度で補償債務をするということは、むしろ日本側の利益のために、他の賠償債務その他との関連において、一時的に非常に大きな財政支出を来たすことを避けるために、相手側の了解を得て、一應苦心の下にされた條項であることを御説明申上げたいのであります。法律論になりますが、この十九條の書き方が、百億を超過するときはその超過額を翌年度に繰延ばすと書いてあるのですから、日本側が、この内閣が百億超過の予算を組んだとしても、国会としては勿論百億で補正予算を切ることは可能だらうと思います。他面この法律が国会の御承認を得て成立いたしました以上は、百億になるまで提出された予算を国会が削減されるということは不可能ではなきかと考えます。

財政を運用して行くことが必要であるというように私どもには考えられる。そういう場合にこの百億といふものを修正することも、或る面では国民の負担が増えることになりますけれども、他の面ではより以上に国民の利益が増進されるということが考えられれば当然であるということになるのであります。ですが、そういうことが可能であるかどうか。先刻来のお話によりますると、すでに七月十三日の協定によつて一応限度がきめられておるので、それを修正するということは困るという話のようにならぬのであります。が、若しそうだといたしますれば、従つて抽象的、總括的におつしやいます国会の審議権といふものには何らの拘束を加えないということと矛盾をして来るのではないか。そこで将来結ばれるであろう諸般の協定において同様のことが出て参りますといたしますれば、今後そういうことによつて大蔵委員会にいろいろの法律案が出て参ります。でも、我々は形式的に審議はいたしまするけれども、実質的には何らの審議権を持たないという結果になりはせんかと、こう考えますので、お伺いいたしましたのであります。

す。御審議の点は成るほど御自由でござりますけれども、別にこれを五十億と改めましても、條約の関係におきましては、十五條で七月十三日の開闢地定の法案の定める條件よりも不利でない條件ということを要請いたしておりませんので、政府といたしましては自儘までは毎会計年度払わないと條約の義務を履行できないという結果に陥るわけでございます。この限度におきましては御指摘通り国会の審議権は自由申しますが、行政協定の關係におきましては御質問の第一点でございまして、御質問の得ない結果になる、これはおけざるを得ない結果になりますが、それはおけざるを得ない結果になりますが、その通りでございます。それでございまして、この点は私どもとしても誠に御理解いたしましたが、そういふことをもだと思つてゐる次第でございまして、今後の問題ではございますが、その面については十二分の注意を払いまして、御懸念のようなことがないよう努力して行きたいと、又努力するところが事務局の責任であると考えております。

問題として不可能であるとしたします。すると、結局やはりそれは事後承認で押され付けられて呑まざるを得ないといふ結論になつてしまふ懸念がある。こう思つてござります。その辺は局長にお伺いするのはちよつと無理かと思ひますが、如何でございましょ。

○政府委員(西村熊彌君) 御意見は誠に御尤もだと存じます。ただ一條約局長でござりますので、正面から政府に代つて御答弁できない立場にあることを御了承願いたいと思います。お懸念のこととはよく考えたいたいと思います。

○委員長(平沼彌太郎君) わよつとお詰りいたしますが、大分時間も経過しましたようございますが、委員会は本日はこの程度で打切ることにして如何でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平沼彌太郎君) じゃ御異議ないようでござりますから、本日の委員会はこれで散会いたします。

午後五時三十四分散会

十一月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からなる繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は十月二十四日)

一、米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月三十一日)

一、財産税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月二十四日)

10. The following table gives the number of cases of smallpox reported in each State during the year 1802.

託された。

一、保険業法の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

フ協定、契約其ノ他ノ共同行為
(船舶ヲ保険ノ目的トスル損害
保険事業ニ在リテハ保険料率ニ
係ルモノヲ除ク)

二、海上保険事業以外ノ損害保険
事業ニ属スル保険又ハ再保険ニ
シテ損害保険会社が他ノ損害保
険会社(外国保険事業者に関する
法律第二條第一項ニ規定スル
外國損害保険事業者ヲ含ム)ト
共同シテ行フモノニ付左ニ掲グ
行為ニ関シ損害保険会社ガ他
ノ損害保険会社(外国保険事業
者に関する法律第二條第一項ニ
規定スル外國損害保険事業者ヲ
含ム)ト行フ協定、契約其ノ他
ノ共同行為

規定スル外國損害保険事業者ヲ
含ム)ト行フ協定、契約其ノ他
ノ共同行為

八、再保險ニ關スル相手方又ハ
手数料ノ決定又ハ制限

九、保険約款ノ内容ノ決定(保
險料率ニ係ルモノヲ除ク)

十、保険者、被保険者其ノ他ノ利害關
係人(以下利害關係人ト云フ)ハ前
條各号ノ共同行為ガ前條但書ノ規
定ニ該当シ自己ノ利益ヲ不当ニ害
スルモノト認ムルトキハソノ理由
ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣
ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為
スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ
資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ
ルトキハ利害關係人及当該請求ニ
係ル共同行為ヲ為シタル損害保険
会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭
ヲ求メ當該請求ニ係ル公開ニヨル

第二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命
題

聽聞ヲ行フベシ

前項ノ聽聞ニ出頭ヲ求メラレタル
利害關係人出頭ノ期日ニ正当ノ理
由ナクシテ出頭セザルトキハ第一
項ノ規定ニ依ル当該聽聞ノ請求ヲ
取下ダタルモノト看做ス

主務大臣第三項ノ聽聞ヲ行ヒタル
場合ニ於テ当該聽聞ノ請求ニ付理
由アリト認ムルトキハ当該聽聞ノ
請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一
部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ
得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ
第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス
但シ第十二條第三項中第一項ノ規
定ニヨル处分トアルハ之ヲ第十二
條ノ四第三項ノ聽聞トシ当該保險
会社トアルハ之ヲ當該利害關係人
及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為
ヲ為シタル損害保険会社トシ第十
二條第四項中当該保險会社又ハ其
ノ代理人トアルハ之ヲ當該利害關係
人若ハ当該聽聞ノ請求ニ係ル共
同行為ヲ為シタル損害保険会社又
ハ比等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ
三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規
定ニ該当スルト認ムルトキ其ノ他
当該共同行為ガ公益ニ反シ又ハ保
險事業ノ健全ナル発達ヲ害スルモ
ノト認ムルトキハ公開ニヨル聽聞
ヲ行ヒタル後当該聽聞ニ係ル共同
行為ヲ為シタル損害保険会社ニ對
シ当該共同行為ノ全部又ハ一部ノ
取消又ハ变更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ
前項ノ聽聞ニ場合ニ之ヲ准用ス

第十二條ノ六 損害保険会社ハ第十
二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命
題

6 保険料率には、標準となるべき
第一項に規定する割合を中心と
し、当該割合に対しそれぞれ百分
の十以内の引上げ及び引下げを認
める範囲料率を含むものとする。」
第八條中「利害關係人は」を「会社、
保険契約者、被保険者その他の利害
關係人(以下「利害關係人」という。)
は」に改める。

第九條中「あつてはならず、且つ、
三者ノ共同行為ガ同條但書ノ規
定ニヨル处分スルカ否カニ付テノ公正
取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當
該認定ニ基ク私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律ニ依
定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正
取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當
該認定ニ基ク私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律ニ依
定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正
取引委員会ノ認定ヲ解スベカラザルモノ
トス

公正取引の確保に関する法律ニ依
定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正
取引委員会ノ認定ヲ解スベカラザルモノ
トス

第十條を次のように改める。
(保険料率の認可申請)

第十條 料率團体は、保険料率を算
出出したときは、その保険料率につ
いて、大蔵大臣の認可を受けなければ
なりません。その認可を受けた
保険料率を変更しようとするとき
も、同様とする。

2 外國保険事業者に関する法律
(昭和二十四年法律第二百八十四号)
の一部を次のように改正する。

第十九條中「第十二條ノ二(保
險会社の株式保有)」を「第十二條
ノ二から第十二條ノ七まで(保
險会社の株式保有並びに私的独占禁
止法及び事業者團体法の適用除
外)」に改める。

3 損害保険料率算出團体に関する法律
の一部を改正する法律案

4 損害保険料率算出團体に関する法律
の一部を改正する法律案

5 保険料率には、標準となるべき
第一項に規定する割合を中心と
し、当該割合に対しそれぞれ百分
の十以内の引上げ及び引下げを認
める範囲料率を含むものとする。」
第八條中「利害關係人は」を「会社、
保険契約者、被保険者その他の利害
關係人(以下「利害關係人」という。)
は」に改める。

第九條中「あつてはならず、且つ、
三者ノ共同行為ガ同條但書ノ規
定ニヨル处分スルカ否カニ付テノ公正
取引委員会ノ認定ヲ解スベカラザルモノ
トス

第十條を次のように改める。
(保険料率の認可申請)

第十條 料率團体は、保険料率を算
出出したときは、その認可申請書を提出
したときは、これを大蔵大臣
に提出しなければならない。

一 予定損害率に関する事項

二 予定事業費率に関する事項

三 保険料率の計算方法に関する事項

四 その他保険料率算出の基礎と
なった事項

5 認可申請書を提出したときは、遲
滞なく、その認可申請書に係る保
険料率及びその認可申請書を大蔵
大臣が受理した日を会員(当該保
険料率の利用を加入の目的とした
場合)

い会員を除く。以下同じ。)に通知しなければならない。

(利害関係人の審査請求)

第十條の二 会員は、その所属する料率団体が前條第二項の規定により認可を申請した保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後三週間に内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

2 会員以外の利害関係人は、前條第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間に内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしめなければならない。

4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができること。

(大蔵大臣の審査)

第十條の三 大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で取して審査しなければならない。

2 前項の場合において、同項の請求者は又はその代理人が、正当の理

由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その請求者は、前條第一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理

事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を認められた日に出頭しなかつたときは、第十條第二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第二項の審査請求があつたときは、公開による聴聞を行い、事情を聴取して審査しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合その他の政令で定める場合においては、公開による聴聞を行わないで、審査することができる。

4 大蔵大臣は、前項の聴聞を行ううとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該審査の請求に係る保険料率を算出した料率団体に通知し、且つ、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

2 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

(特別保険料率の認可申請、審査)

第十條の四 大蔵大臣は、第十條の二第一項及び第二項の審査請求がなかつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、これを認可しなければならない。前條第一項及び第二項の審査の結果、当該審査請求に係る料率団体の算出した保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、同様とする。

2 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

(特別保険料率)

第十條の五 大蔵大臣は、前條第一項の場合はにおいて、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する

要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、第十條の三第一項又は第三項の審査の結果、当該審査の請求者の不服に正当の理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に對し、当該審査の申請を提出するべきことを命じなければならない。

3 第一項の保険の目的の範圍に使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会員は、前項の特別保険料率を定めたことの命じなければならない。

3 第一項の保険の目的の範圍に使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、第十條の四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた条件の当該認可後の変更により第九條に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、第十條第一項後段の規定により当該保険料率の変更認可申請をしなければならない。

3 特別保険料率の認可申請、審査

(特別保険料率の認可申請、審査)

第十條の九 会員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をその所属する料率団体に通知し、且つ、これらの料率を守らなければならぬ。

3 第十條の二第二項から第四項までの規定は、第二項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十條の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを準

の基礎を同じくする保険の目的について、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に對し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を定めたことの命じなければならない。

3 第一項の保険の目的の範圍に使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、第十條の四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた条件の当該認可後の変更により第九條に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 特別保険料率の認可申請、審査

(特別保険料率の認可申請、審査)

第十條の九 会員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をその所属する料率団体に通知し、且つ、これらの料率を守らなければならぬ。

3 第十條の二第二項から第四項までの規定は、第二項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十條の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを準

第十一部 大蔵委員会会議録第十三号 昭和二十六年十一月十四日 【参議院】

号) の一部を次のよう改正する。

第三條の次に次の二條を加える。

第三條ノ二 第一種又ハ第二種ノ物品ニ課セラレタル物品税ハ当該物品ノ消費者ガ之ヲ負担すべき建前ノモノトス

前項ノ物品ノ消費者トハ販売ノ目的以外ノ為ニ又ハ自己ニ於テ若ハ他ニ委託シテ加工ヲ為サントスル目的ノ為ニ当該物品ヲ購入スル者ヲ謂フ

第十六條ノ三の次に次の二條を加える。

第十六條ノ四 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ノ販売ニ係ル取引ノ決済ヲ為シントキハ其ノ決済上受領スベキ金額ニ付テハ当該物品ニ付第一四條ノ規定ニ依リ徵收セラレタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ヲ記載シタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ト他ノ金額ト区别シテ之ヲ為スベシ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ノ販売シタルトキハ当該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徵收セラレタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ヲ記載シタル其ノ販売ノ事実ヲ証スル書類ヲ当該物品ノ購入者ニ交付スベシ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ命令ノ定ム所ニ依リ其ノ販売セムトスル時ニ於ケル付第四條ノ規定ニ依リ徵收セラタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ヲ表示スベシ

前二項ノ規定ハ第一種ノ物品ニシテ製造場ヨリ移出スル時ニ於ケル其ノ物品ノ価格一個又ハ一組ニ付一万円ニ満タザルモノニ付テハ之ヲ適用セザルモノトシ第一種ノ物

品ニシテ其ノ性質、形状等ニ依り一個又ハ一組ヲ以テ取引ノ單位ト為シ難キモノ及第二種ノ物品ニ付テハ命令ノ定ム所ニ依リ之ヲ適用セズ

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 改正後の物品税法第十六條ノ四の規定は、この法律施行前第一種又は第二種の物品の製造者又は販売者の販売した第一種又は第二種の物品及びこの法律施行の際第一種又は第二種の物品の製造場以外の場所において販売者が所持するントスルトキハ其ノ決済上受領スベキ金額ニ付テハ当該物品ニ付第一四條ノ規定ニ依リ徵收セラレタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ヲ記載シタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ト他ノ金額ト区别シテ之ヲ為スベシ第一種又は第二種の物品については適用しない。

昭和二十六年十二月十二日印刷

昭和二十六年十二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所